

芦屋市自転車駐車場の指定管理者の指定について

1 管理を行わせる施設

名 称	所在地
阪神打出駅前自転車駐車場	芦屋市打出小槌町20～26番先 芦屋市打出小槌町57番先 芦屋市春日町150～152番先 芦屋市春日町160番先
阪急芦屋川駅北自転車駐車場	芦屋市東芦屋町167番先
阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場	芦屋市月若町49番2先
阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場	芦屋市松ノ内町26番先
阪神芦屋駅南自転車駐車場	芦屋市精道町93番1
阪神芦屋駅西自転車駐車場	芦屋市川西町64番先
J R芦屋駅北自転車駐車場	芦屋市大原町265番
J R芦屋駅南自転車駐車場1	芦屋市業平町1番2
J R芦屋駅南自転車駐車場2	芦屋市業平町17番
J R芦屋駅南自転車駐車場3	芦屋市業平町5番2～5番4
J R芦屋駅南自転車駐車場4	芦屋市業平町972番5, 972番6, 972番9, 972番13, 972番14, 973番3
J R芦屋駅南自転車駐車場5	芦屋市業平町36番
J R芦屋駅南自転車駐車場6	芦屋市上宮川町100番1先
J R芦屋駅南自転車駐車場7	芦屋市業平町965番2先
J R芦屋駅南自転車駐車場8	芦屋市業平町936番2先
J R芦屋駅南自転車駐車場9	芦屋市上宮川町108番1先

2 指定管理者

名 称 ミディ総合管理株式会社
所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
代表者 代表取締役社長 藤木 剛一

3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

4 指定管理者選定の経過

(1) 募集について

ア 周知方法 「広報あしや」8月1日号及び芦屋市ホームページ
イ 募集要項配布期間 平成25年8月1日から平成25年8月23日まで
ウ 現場説明会 平成25年8月23日
エ 申請受付期間 平成25年9月2日から平成25年9月13日まで
オ 申請法人 株式会社アーキエムズ
(50音順) サイカパーキング株式会社
株式会社駐輪サービス
日駐管理株式会社
一般社団法人日本駐車場工学研究会
ミディ総合管理株式会社 /計6法人

(2) 選定について

ア 指定管理者選定委員会の設置
委員長 朝沼 晃 内北浜法律事務所 弁護士
副委員長 三谷 哲雄 流通科学大学総合政策学部 教授
委員 遠藤 尚秀 新日本有限責任監査法人 公認会計士
委員 高原 利栄子 近畿大学経営学部 准教授
委員 中野 正勝 芦屋市元助役
イ 委員会の開催
第1回（平成25年7月23日）募集要項について説明，選定基準及び審査基準について協議及び決定
第2回（平成25年10月4日）書類審査
第3回（平成25年10月18日）書類審査及び面接審査並びに候補者の選定

(3) 選定基準について

85-75頁 「芦屋市自転車駐車場指定管理者 採点-集計表」の審査項目及び審査基準のとおり

(4) 選定方法について

上記の選定基準に基づき，法人から提出された事業計画書等の書類審査及び面接審査を行い，選定した。
ア 第一次選考（書類審査）
施設の安全対策等，公の施設の管理者としての最低条件として，次の条件のいずれかに該当する法人は除外とした。ただし，該当する法人はなし。

(ア) 提示額（平成26年度～平成30年度）が予定価格を超える法人

(イ) 経営状態について懸念のある法人

(ウ) 管理運営について懸念のある法人

イ 第二次選考（書類審査及び面接審査）

第一次選考を通過した法人を対象に書類及び面接による審査を行い、その後、芦屋市自転車駐車場指定管理者選定基準に基づいて採点し、指定管理者の候補者を選定した。

(5) 審査結果（1,000点満点）

ミディ総合管理株式会社 772点

株式会社駐輪サービス 757点

D 733点

B 718点

C 711点

A 698点

芦屋市自転車駐車場 指定管理者募集要項

1 指定管理者の募集について

芦屋市自転車駐車場（以下「駐車場」という。）について、駐車場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第29号）第15条第1項の規定により、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫ある提案を募集するものです。

2 業務概要

(1) 駐車場の概要

ア 駐車場の名称及び位置

名 称	位 置
阪神打出駅前自転車駐車場	芦屋市打出小槌町20～26番先
	〃 57番先
	芦屋市春日町150～152番先
	〃 160番先
阪急芦屋川駅北自転車駐車場	芦屋市東芦屋町167番先
阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場	芦屋市月若町49番2先
阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場	芦屋市松ノ内町26番先
阪神芦屋駅南自転車駐車場	芦屋市精道町 93番1
阪神芦屋駅西自転車駐車場	芦屋市川西町 64番先
J R芦屋駅北自転車駐車場	芦屋市大原町265番
J R芦屋駅南自転車駐車場1	芦屋市業平町1番2
J R芦屋駅南自転車駐車場2	芦屋市業平町17番
J R芦屋駅南自転車駐車場3	芦屋市業平町 5番2～5番4
J R芦屋駅南自転車駐車場4	芦屋市業平町 972番5, 972番6, 972番9, 972番13, 972番14, 973番3
J R芦屋駅南自転車駐車場5 (平成25年10月開設予定)	芦屋市業平町36番
J R芦屋駅南自転車駐車場6 (平成25年10月開設予定)	芦屋市上宮川町100番1の一部
J R芦屋駅南自転車駐車場7 (平成25年12月開設予定)	芦屋市業平町965番2先
J R芦屋駅南自転車駐車場8 (平成25年12月開設予定)	芦屋市業平町936番2先
J R芦屋駅南自転車駐車場9 (平成25年12月開設予定)	芦屋市上宮川町108番1先

平成25年8月

 芦屋市都市建設部総務課

イ 駐車場の概要

名称	構造及び面積	収容可能台数
阪神打出駅前自転車駐車場	平面式 約615㎡	原動機付自転車 44台 自転車 414台 自動二輪車 10台
阪急芦屋川駅北自転車駐車場	平面式 約880㎡	原動機付自転車 200台 自転車 384台 自動二輪車 10台
阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場	平面式 約350㎡	自転車 222台
阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場	平面式 約341㎡	自転車 223台
阪神芦屋駅南自転車駐車場	立体式 うち一部平面式 約1411㎡	原動機付自転車 186台 自転車 1050台 上記のほか市役所来庁者用として次のとおり。 原動機付自転車 12台 自転車 43台
阪神芦屋駅西自転車駐車場	立体式 うち一部平面式 約1160㎡	原動機付自転車 79台 自転車 464台 自動二輪車 15台
J R 芦屋駅北自転車駐車場	地上1階平面式 地下1階立体式 地下2階立体式 約2,019㎡	原動機付自転車 441台 自転車 875台
J R 芦屋駅南自転車駐車場1	平面式 約211㎡	原動機付自転車 50台 自転車 91台
J R 芦屋駅南自転車駐車場2	平面式 約186㎡	自転車 156台
J R 芦屋駅南自転車駐車場3	平面式 約551㎡	原動機付自転車 60台 自転車 331台 自動二輪車 15台
J R 芦屋駅南自転車駐車場4	平面式 約196㎡	原動機付自転車 73台
J R 芦屋駅南自転車駐車場5 (平成25年10月開設予定)	平面式 約195㎡	自転車 (予定) 160台
J R 芦屋駅南自転車駐車場6 (平成25年10月開設予定)	平面式 約161㎡	自転車 (予定) 67台 原動機付自転車 (予定) 20台
J R 芦屋駅南自転車駐車場7 (平成25年12月開設予定)	平面式 約39㎡	原動機付自転車 (予定) 30台

J R 芦屋駅南自転車駐車場8 (平成25年12月開設予定)	平面式 約32㎡	自転車 (予定) 15台
J R 芦屋駅南自転車駐車場9 (平成25年12月開設予定)	平面式 約51㎡	自転車 (予定) 20台

注 新たに設置予定のJ R 芦屋駅南自転車駐車場5, J R 芦屋駅南自転車駐車場6, J R 芦屋駅南自転車駐車場7, J R 芦屋駅南自転車駐車場8及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場9の管理運営費の積算については、収容可能台数(予定)に基づいて行うこと。

ウ 自転車駐車場の利用状況

[]書きは平成23年度

名称			阪急芦屋川北 自転車駐車場	阪急芦屋川駅南 月若自転車駐車場	阪急芦屋川駅南 松ノ内自転車駐車場	
区分	自転車	定期	[283] 283台	[200] 200台	[223] 223台	
		一時	[101] 101台	[22] 22台	なし	
	原動機付 自転車	定期	[126] 126台	なし	なし	
		一時	[74] 74台	なし	なし	
	自動二輪	一時	[10] 10台	なし	なし	
	計			[594] 594台	[222] 222台	[223] 223台
	換算利用台数	自転車	[280] 281台/日	[128] 138台/日	[142] 113台/日	
		原動機付自転車	[80] 76台/日	なし	なし	
		自動二輪	[1] 1台	なし	なし	
計			[361] 358台/日	[128] 138台/日	[142] 113台/日	
[平成23年度 利用率]			[61]	[58]	[64]	
平成24年度 利用率			60%	62%	50%	

区 分			名 称		J R 芦屋駅北	J R 芦屋駅南	J R 芦屋駅南	J R 芦屋駅南	J R 芦屋駅南
			自転車駐車場		自転車駐車場	自転車駐車場	自転車駐車場	自転車駐車場	自転車駐車場
				1	2	3	4		
[平成 23 年度]	自転車	定期	[434] 434台	[91] 91台	[156] 156台	[190] 190台	なし		
		一時	[441] 441台	なし	なし	[209] 209台	なし		
平成 24 年度 収容台数	原動機付 自転車	定期	[339] 339台	[50] 50台	なし	なし	[73] 73台		
		一時	[102] 102台	なし	なし	[18] 18台	なし		
	自動二輪	一時	なし	なし	なし	[15] 15台	なし		
計			[1316] 1316台	[141] 141台	[156] 156台	[432] 432台	[73] 73台		
換算利用台数	自転車		[737] 728台/日	[92] 90台/日	[155] 158台/日	[296] 305台/日	なし		
	原動機付自転車		[320] 302台/日	[48] 47台/日	なし	[21] 22台/日	[53] 40台/日		
	自動二輪		なし	なし	なし	[8] 8台/日	なし		
計			[1057] 1030台/日	[140] 137台/日	[155] 158台/日	[325] 335台/日	[53] 40台/日		
[平成 23 年度 利用率]			[80]	[99]	[99]	[75]	[73]		
平成 24 年度 利用率			78%	97%	101%	78%	54%		

区 分			名 称		阪神打出駅前	阪神芦屋駅南	阪神芦屋駅西
			自転車駐車場		自転車駐車場	自転車駐車場	自転車駐車場
[平成 23 年度]	自転車	定期	[334] 334台	[742] 742台	[248] 248台		
		一時	[80] 80台	来庁用含む。 [351] 351台	[216] 216台		
平成 24 年度 収容台数	原動機付 自転車	定期	[14] 14台	[155] 155台	[55] 55台		
		一時	[30] 30台	来庁用含む。 [43] 43台	[24] 24台		
	自動二輪	一時	[10] 10台	なし	[15] 15台		
計			[468] 468台	[1291] 1291台	[558] 558台		
換算利用台数	自転車		[400] 422台/日	来庁用含む。 [990] 998台/日	[358] 369台/日		
	原動機付自転車		[12] 11台/日	来庁用含む。 [169] 172台/日	[39] 35台/日		
	自動二輪		[0] 1/日	なし	[0] 1台/日		
計			[412] 434台/日	[1159] 1170台/日	[397] 404台/日		
[平成 23 年度 利用率]			[88]	[90]	[71]		
平成 24 年度 利用率			93%	91%	72%		

エ 業務時間及び休業日

(7) 業務時間

業務時間は、午前6時30分から午後10時までとします。ただし、J R 芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、J R 芦屋駅南自転車駐車場1、J R 芦屋駅南自転車駐車場2、J R 芦屋駅南自転車駐車場3、J R 芦屋駅南自転車駐車場4、J R 芦屋駅南自転車駐車場5、J R 芦屋駅南自転車駐車場6、J R 芦屋駅南自転車駐車場7、J R 芦屋駅南自転車駐車場8及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場9については、午前6時から午後10時までとします。

(イ) 休業日

休業日は、1月1日から1月3日まで及び12月31日とします。ただし、J R 芦屋駅北自転車駐車場、阪神芦屋駅南自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、1月1日とします。

(ウ) 業務時間及び休業日の変更

業務時間及び休業日は、市長の承認により変更することができます。応募に当たっては現

在の業務時間及び営業日を維持することを必要条件としますが、それ以外の提案（時間延長等）も可能です。

オ 利用料金

現行利用料金は下記のとおりです。ただし、指定管理者の創意工夫により、現行の料金を上限として、割引料金等の設定などもできますので、ご提案ください。なお、料金の変更するには市長の承認が必要です。

(ア) 駐車場の利用料金

J R 芦屋駅北自転車駐車場の利用料金

区 分	利用料金（単位：円）					
	定期使用				一時使用	一時使用回数券
	地下1階		地下2階		1階，地下1階	
	1カ月	3カ月	1カ月	3カ月	1日1回	11回分
自転車	2,000	5,500	1,400	3,800	100	1,000
原動機付自転車	3,000	8,200	2,100	5,700	200	2,000

阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川北自転車駐車場及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場3

区分	利用料金（単位：円）			
	定期使用		一時使用	一時使用回数券
	1カ月	3カ月	1日1回	11回分
自転車	1,500	4,200	100	1,000
原動機付自転車	2,500	7,200	200	2,000
自動二輪車	—	—	300	3,000

阪神芦屋駅西自転車駐車場

区分	利用料金（単位：円）			
	定期使用		一時使用	一時使用回数券
	1カ月	3カ月	1日1回	11回分
自転車	2,000	5,500	100	1,000
原動機付自転車	3,000	8,200	200	2,000
自動二輪車	—	—	300	3,000

阪神芦屋駅南自転車駐車場

区分	利用料金（単位：円）			
	定期使用		一時使用	一時使用回数券
	1カ月	3カ月	1日1回	11回分
自転車	2,000	5,500	100	1,000
原動機付自転車	3,000	8,200	200	2,000

阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場、阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場、J R 芦屋駅南自転車駐車場1、J R 芦屋駅南自転車駐車場2、J R 芦屋駅南自転車駐車場4、J R 芦屋駅南自転車駐車場5、J R 芦屋駅南自転車駐車場6、J R 芦屋駅南自転車駐車場7、J R 芦屋駅南自転車駐車場8及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場9

区分	利用料金（単位：円）			
	定期使用		一時使用	一時使用回数券
	1カ月	3カ月	1日1回	11回分
自転車	1,500	4,200	100	1,000
原動機付自転車	2,500	7,200	200	2,000

(イ) 利用料金の返還

自転車駐車場定期利用料金返還申請書の提出を受けて、下記のとおり利用料金の返還を行うものです。

区 分	返還する利用料金の額	
(1) 定期使用の許可を受けた者が月の初日の前日までに定期使用の取消しを申請したとき。	使用開始前	既納の定期利用料金の全額
	使用経過月数 1月以下	既納の定期利用料金から1月に相当する定期利用料金を差し引いた残額
	使用経過月数 2月以下	既納の定期利用料金から1月に相当する定期利用料金の2倍の額を差し引いた残額
(2) 条例第9条の規定による駐車場の供用の休止により駐車場を使用することができなかったとき。	使用することができなかった日数に係る利用料金の額（定期使用の利用料金の日額は、月額を30で除して1円未満の端数を切り捨てた額とする。）	
(3) 市長が特に認めた事業者による当該事業者の施設の利用証明の提示があったとき。	既納の一時利用料金（自転車に係る利用料に限る。）の全額	

【備考】 J R 芦屋駅北自転車駐車場については、買物客への自転車駐車場サービス券により、利用料金(100円)を返還しています。（※店舗からの精算があります）
阪神芦屋駅南自転車駐車場については、来庁者の利用証明の提示により、利用料金(自転車100円、原動機付自転車200円)を返還しています。

(ウ) 定期利用料金の減免

自転車駐車場定期利用料金減免申請書の提出を受けて、下記のとおり利用料金の減免を行うものです。

- a 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者 5割
- b 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発第156号厚生事務次官通知）による療育手帳の交付を受けている者又は精神障害者保健福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 5割
- c 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第124条に規定する学校に自転車通学する者 3割
- d その他市長が特に必要があると認める者 5割以内

- e 国又は地方公共団体の職員が公務を行うため一時使用するとき。10割
 - f 市議会及び市の附属機関等の会議に出席するため一時使用するとき。10割
 - g 市の事務事業等に関して業務を行うため一時使用するとき。10割
 - h 用務のため来庁した市民等が一時使用するとき。10割
- eからhについては、阪神芦屋駅南自転車駐車場を利用するときに限る。

(2) 管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを駐車場利用者に提供するとともに、管理経費の節減を図れることを期待しています。

ア 基本方針

自転車は、市民生活において手軽で便利な交通手段として、また、環境に優しい乗り物として、利用が年々増加しています。その一方で、駅周辺には放置自転車が多発し、歩行者や車椅子の通行に支障をきたすなどの交通安全上の問題や駅周辺の美観を損なうなど、様々な課題を抱えています。芦屋市では芦屋川沿いの区域を芦屋川特別景観地区、それ以外の行政区域を芦屋景観地区に指定しており、美観の維持に向けた管理を行っていただくとともに、駐車場の利用の向上と促進に向けて、利用者や近隣住民の声を大切にしながら、駐車場の管理運営を行ってください。

イ 維持管理方針

駐車場の管理については、原則、「芦屋市自転車駐車場の指定管理者による自転車駐車場の管理仕様書（以下「仕様書」という。）」を基本に、より質の高い適正な維持水準を保てるよう必要な管理を行ってください。

施設や設備については、全ての施設を清潔に保ち、かつ、機能を正常に保持し、駐車場利用者が安全で安心、快適に利用できるよう適正な管理と保守点検を行ってください。

ウ 駐車場の運営方針

市民の多様なニーズに応えるため、常に駐車場利用者の声を聴取し、反映してください。自転車等の安全利用を図るため、マナーの向上や交通ルールの遵守の啓発に努めてください。駐車場利用の向上と促進を図るため、運営面において、市民サービスの工夫と提供に努めてください。

エ 法令等の遵守

駐車場の管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等の内容を理解の上、遵守していただきます。

- (7) 道路法，道路法施行令，道路法施行規則
- (イ) 地方自治法，地方自治法施行令ほか行政関連法規
- (ロ) 労働基準法，労働安全衛生法ほか労働関係法規
- (エ) 芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例，芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則，芦屋市自転車等の駐車秩序に関する条例，芦屋市自転車等の駐車場秩序に関する条例施行規則
- (オ) 個人情報保護に関する法律及び芦屋市個人情報保護条例等
- (カ) その他仕様書に規定する法令等

3 業務内容

(1) 業務内容

指定管理者は、以下の業務を行うこととします。業務の詳細は仕様書で示します。

ア 施設全般の管理運営に関する業務

- (7) 施設の経営マネジメント業務

- (イ) 施設の総務・経理業務
- (ロ) 施設の集客促進業務
- (エ) 防火管理
- (オ) 備品の管理
- (カ) 事業報告書の作成及び提出
- (キ) 業務日誌の作成及び月報の提出

イ 駐車場の管理運営に伴う業務

- (7) 受付，案内
- (イ) 利用料金の徴収及び返還
- (ロ) 利用者の誘導，整理，安全確保
- (エ) 傷病者等の救護措置，状況報告等
- (オ) 利用状況の集計及び報告
- (カ) 備品の管理

ウ 建物，施設及び附属設備の維持管理業務

- (7) 運転監視及び保安業務
駐車場を安全かつ効率よく運転・監視するとともに、適切な保安業務を実施してください。
- (イ) 清掃等
常に建物，施設の環境を良好に保ってください。
- (ロ) 建物，施設の維持管理
常に建物，施設の維持管理に留意してください。
- (エ) 設備・機械等の保守点検
必要に応じ，設備・機械等の保守点検を実施してください。
- (オ) 消耗品の補充等
施設運営に係る必要な消耗品は，指定管理者において適宜補充，交換等を行ってください。

エ 建物，施設を活用した事業の実施（指定管理者の自主事業）

- (7) 駐車場の利用の向上と促進を図るため，可能な市民サービスを指定管理者の経費により実施してください。
- (イ) 市民サービスの実施に当たっては，事業計画を事前に市と協議し承認を得てください。

オ 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、自主事業の状況、利用状況、管理運営状況、利用料金等の収入状況、管理運営に要した経費等の収支状況などを記載した事業報告書を市長宛に提出するほか、管理運営の状況について、毎月、市に報告しなければなりません。

また、事業計画書の自主事業の進捗、サービス向上策、収支状況、利用状況を記載した指定管理確認調査を四半期毎に提出しなければなりません。

年度終了後に評価を行い、事業報告書及び指定管理者評価表については公表します。

カ 市等の主催等の行事に関する事業

駐車場を使用する市等の主催等の行事の受入れ及び運営に協力してください。

キ その他

- (7) 自転車駐車場の整備や廃止，位置等の変更に伴い業務の内容に変更があった場合は，双方が協議を行い，所定の手続を得て，管理運営の見直しを行うことがあります。
- (イ) 平成25年10月に，JR芦屋駅南自転車駐車場5及びJR芦屋駅南自転車駐車場6の供用を予定しています。
- (ロ) 平成25年12月に，JR芦屋駅南自転車駐車場7，JR芦屋駅南自転車駐車場8及びJR芦屋駅南自転車駐車場9の供用を予定しています。

(2) 業務の委託

指定管理者は、主要な業務を一括して再委託することはできません。なお、ラック、バイコレーター等保守点検業務を第三者に委託することができます。その場合は、市内企業育成等のため、市内の企業を最優先として活用してください。

(3) 自転車など保管・返還に係る業務の委託

指定した指定管理者に、自転車等保管・返還に係る業務を別途委託します。業務委託仕様書及び自転車保管返還場所の位置に基づき、別紙様式6により金額等を提示してください。

なお、返還料・売却による収入金は、市の収入となります。

4 応募資格

自転車駐車場の管理運営に関して、知識と経験を有する法人又は団体（以下「法人等」という。）が対象で、兵庫県又は大阪府内に本社、支社、営業所等の事業所があること。法人格の有無は問いません。ただし、個人は応募資格がありません。

(1) 欠格事項

次に該当する法人等は、応募することができません。

ア 地方自治体法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等措置を受けている者

ウ 連合体構成法人等又はその代表及び役員が、芦屋市暴力団排除条例第2条1号から3号までに規定する者又は指定管理者としてふさわしくない者

エ 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税を滞納している者

オ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等

5 応募方法

(1) 応募書類

応募に当たっては、申請時に正本1部、副本10部（副は複写でも可）作成し提出していただきます。また、応募様式1～6についてはエクセル又はワードにより作成し、電子メール等の電子媒体により提出していただきます。

ア 芦屋市自転車駐車場指定管理者指定申請書（様式1）
法人等の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

イ 芦屋市自転車駐車場事業計画書（様式2）

(ア) 駐車場管理運営に当たっての基本方針

(イ) 管理体制

(ウ) 駐車場の維持管理

(エ) 駐車場の管理運営

(オ) 駐車場運営の取組み

(カ) 管理経費

管理経費は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの期間で算出してください。

ウ 芦屋市自転車駐車場指定管理者募集要項に関する質問書（様式3）

エ 辞退届（様式4）

オ 行政処分等の確認書（様式5）

カ 放置自転車等保管・返還業務委託（様式6）

キ 添付書類

(ア) 定款、寄附行為（法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類）

(イ) 法人登記簿謄本、印鑑証明書（法人のみ）

(ウ) 直近の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の各納税証明書

(エ) 直近の法人税、消費税及び地方消費税の申告書

(オ) 直近3年間の法人等の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表、収支計算書等の決算書、監査報告書等）

(カ) 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの

(キ) 事業実績等の概要が分かるもの

(ク) 代表者履歴、役員名簿

(ケ) その他、本市が必要と認めた書類等

(2) 募集要項の配布

募集要項を平成25年8月1日（木）から8月23日（金）まで（土曜日、日曜日及び8月14日～16日（閉庁日）を除く。）配布します。

ア 配布場所 都市建設部総務課

イ 配布時間 午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）

(3) 現場説明会

13駐車場のうち、阪神芦屋駅南自転車駐車場について、下記の要領で現場説明会を開催します。他の駐車場については、応募前までに施設の確認を行ってください。

日時：平成25年8月23日（金）10時00分

場所：阪神芦屋駅南自転車駐車場

(4) 応募書類の受付

応募書類を平成25年9月2日（月）から9月13日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）受付します。

ア 受付場所 都市建設部総務課

イ 受付時間 午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）

なお、提出期限後の変更及び追加は認められません。

ウ 申請書等は必ず持参してください。

エ 申請に要する経費については、申請者の負担とします。

オ 本市が必要と認めるときは、期間を定めて追加書類の提出を求めることがあります。

カ 提出された書類は、いかなる理由があっても返却しません。

(5) 質問及び質問に対する回答

ア 質問の方法

募集要項の受領時に質問の回答を希望されるかどうか受付票に明記すること。

質問の要旨を簡潔にまとめ、芦屋市自転車駐車場指定管理者募集要項に関する質問書（様式3）を持参するか、ファクシミリ（0797-38-2163）で送信してください。なお、ファクシミリ送信の場合は、送信できているか確認の電話（0797-38-2063）をしてください。

イ 質問の受付期間

平成25年8月26日（月）まで（土曜日、日曜日を除く。）受付します。

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）です。

ウ 質問の受付場所

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

芦屋市都市建設部総務課

エ 質問に対する回答の方法

質問の都度、適時ファクシミリで回答します。最終回答は平成25年8月30日（金）までに行います。

なお、質問内容が法人等独自の提案に係るものと本市で判断されるものについては、当該法人等のみ回答し、それ以外については、事前に希望された方全てに回答します。

(6) 応募書類の公開

応募書類のア、イ、ウ、エ、オ、カについては原則、公開とします。

6 指定管理予定者選定の基準等

(1) 選定方法

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、芦屋市指定管理者選定委員会で、書類審査及び面接審査により候補者を選定します。

(2) 面接審査

書類審査の結果、面接審査を実施します。面接を実施する法人等には、日時、場所、出席人数等について後日連絡します。

(3) 審査項目

選定委員会は、次の項目を基本に、公平かつ適正に審査し、選定します。

ア 駐車場管理運営に当たっての基本方針

- (ア) 駐車場の管理運営を行うに当たっての基本方針について
- (イ) 団体の理念及び運営方針について
- (ウ) 団体の業務推進能力について

イ 管理体制

- (ア) 駐車場の管理体制について
- (イ) 緊急時の対応について
- (ウ) 管理の質・利用者サービスの向上の取組について

ウ 駐車場施設の維持管理

- (ア) 施設管理の基本事項について
- (イ) 施設の安全対策について

エ 駐車場運営の取組

- (ア) 不法行為等への取組について
- (イ) 自主事業への取組について

オ 管理運営費

平成26年度～30年度までの自転車駐車場管理運営費

消費税については、平成26年度は8%、平成27年度以降は10%で計上してください。

カ 個人情報の保護について

個人情報保護の措置について

(4) 選定委員会

芦屋市指定管理者選定委員会を設置し、選定を行います。

(5) 選定結果

応募された法人等に、文書で選定結果を通知します。また、ホームページでも公表します。

7 指定及び協定の締結

(1) 指定手続

選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、市議会の議決を経て指定管理者に指定します。

(2) 協定の締結

優先交渉権者決定後、市は優先交渉権者と細目の協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決により指定管理者に指定された後に、基本協定及び年度協定を締結します。

(3) 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までとします。

(4) 管理運営費

指定管理者応募者は、必要な管理運営費について、利用料金収入その他収入及び自主事業収入の収入総額を超えると見込まれる場合には、事業計画書にその額（以下「提示額」という。）を提示してください。

ア 経費の負担区分

駐車場の管理運営費のうち、市が別途措置する修繕費、備品購入費及び提示額以外については、全て指定管理者の負担となります。

なお、駐車場の管理運営に当たっては、主として次表の経費が必要となります。

区分	詳細内容
人件費	統括責任者（指導員）、管理人、職員給料等 (兵庫県最低賃金は遵守のこと。)
光熱水費	電気、ガス、上下水道
設備保守、点検	消防設備、電気設備、空調設備、制御設備等の保守点検、法定点検手数料等
清掃・点検等	清掃、巡回点検等
修繕費（小規模）	施設・設備の修繕
事務局費	印刷製本費、通信運搬費、旅費、消耗品費、事務機器リース料、夜間金庫手数料、一般管理費
その他	保険料、公課費等 大規模修繕積立金（可能額を提示し市へ納付） 前受金（翌年度定期利用料等の翌年度収入分）

イ 提示額の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に支払います。

ウ 管理口座

法人等自身の口座とは別の口座で管理してください。

(5) 駐車場の利用料金

駐車場の利用料金は、指定管理者の収入として取り扱います。

また、指定管理者となった法人等は、芦屋市と利用料金の設定等に係る協議を行い、条例の範囲内で利用料金を決定します。

なお、芦屋市駐車場管理運営費に関する平成23年度及び平成24年度の芦屋市駐車場使用料収入及び支出は次表のとおりです。

管理業務の実施に係る収支状況

単位：円

		平成23年度	平成24年度
収 入	利用料収入	101,934,080	102,635,580
	自主事業収入	11,000	210
	その他利用料収入	7,549,070	7,389,120
	利息	1,015	1,004
	前年度前受金	6,652,795	6,576,180
	計	116,147,960	116,602,094
支 出	人件費	73,023,538	73,397,188
	光熱水費	3,075,371	3,072,675
	設備保守点検	1,563,660	1,600,410
	清掃・点検等	157,500	166,950
	修繕費（小規模）	1,066,116	1,384,319
	事務局費	12,536,096	11,950,291
	施設整備償還金	3,722,480	3,722,480
	大規模修繕積立金	10,000,000	10,000,000
	前受金(翌年度の収入分)	6,576,180	6,889,660
	公課費等	3,698,946	3,744,602
	その他	509,999	509,988
	計	115,929,886	116,438,563

施設整備費償還金については、平成26年度以降は不要です。

J R 芦屋駅南自転車駐車場5、J R 芦屋駅南自転車駐車場6、J R 芦屋駅南自転車駐車場7、J R 芦屋駅南自転車駐車場8及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場9は含んでいません。

8 指定管理者と芦屋市の責任分担

指定期間内における責任分担については下表を基本として対応するものとします。

項 目	指定管理者	芦 屋 市
運営の基本的考え方	◎	○ 条例・規則事項
広報	◎	○ 市広報関係
駐車場の管理運営	◎	
物品管理	◎	
施設の法的管理（使用許可・使用許可の取消し）	◎ 書類受付・交付事務に限る	○
苦情対応	◎	○
事故対応	◎	
災害復旧		◎
駐車施設の整備・改修等	○ 年間200万円以下の小規模修繕	◎
賠償責任（指定管理者に管理瑕疵がある場合）	◎	

(1) 修繕費

主要な施設・設備機器等の大規模修繕については市の負担とします。ただし、小規模修繕（年間200万円以下）については指定管理者の負担とします。

備品等の修繕については指定管理者の負担とします。

(2) 備品

現在、市が配置している備品類は、原状有姿にて指定管理者に無償で貸与します。

配置している備品類以外で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者で調達していただきます。（新たに設置する自転車駐車場についても同様の対応をします）

指定管理者が補充した備品のうち、事務用品等については、施設に附属するものであり、原則として本市の所有となります。

備品のメンテナンス、修理費用等は指定管理者の負担となります。

(3) 災害発生時

芦屋市災害対策本部の指示に基づき、適切に対応できるよう指定管理者は適切な体制を整備してください。

(4) 保険加入

指定管理者は、管理上の瑕疵による事故に対応するため、リスクに応じた保険に加入してください。

(5) 不可抗力

市は、指定管理者に対して自然災害（地震・台風等）による休業補償は行いません。

(6) 運営リスク

市は、施設・機器の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故による臨時休業等に伴う補償は行いません。

9 職員の配置

利用者の安全確保を最優先に適正な職員を配置するとともに、利用者本位の運営を行い、常にサ

ービスの向上に努めてください。

なお、現在の自転車駐車場で雇用している職員（管理人）の雇用及び新規採用時での市内在住のシルバー人材等の雇用確保についても可能な限りご協力ください。

(1) 職員の配置

駐車場の管理や利用者の誘導が、円滑かつ安全に行えるよう、交替要員も含め、適正な人員を配置してください。雇用については、指定管理者の条件によります。

なお、平成24年度における各駐車場の職員の配置状況は、次表のとおりです。

平成24年度 駐車場の職員の配置状況表

名 称	配 置 状 況
阪神打出駅前自転車駐車場	1人2交替制 + 繁忙時0.5人(日・祝除く)
阪神芦屋駅南自転車駐車場	3人2交替制 + 繁忙時0.5人(土,日,祝) 2人2交替制(土のみ早番3人)
阪神芦屋駅西自転車駐車場	1人2交替制
阪急芦屋川駅北自転車駐車場	早番2人, 遅番1人2交替制
阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場	(2施設の管理配置)
阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場	1人3交替制
J R 芦屋駅北自転車駐車場	4人2交替制 + 繁忙時1人(土,日,祝) 3人2交替制(月末の土・日遅番4人)
J R 芦屋駅南自転車駐車場1	2人2交替制 (4施設の管理配置)
J R 芦屋駅南自転車駐車場2	
J R 芦屋駅南自転車駐車場3	
J R 芦屋駅南自転車駐車場4	

(2) 総括責任者の配置

自転車駐車場の運営に関して豊富な知識と経験を有するとともに、経営能力を備えた者を常勤で1名配置してください。

10 応募に関する留意事項

(1) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当する場合には失格とし、審査の対象から除外します。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- エ その他不正行為があった場合

(2) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 応募書類の取扱い

応募書類は理由のいかんを問わず、返却いたしません。

(4) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届(様式4)を提出してください。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(6) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は芦屋市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。

なお、本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

11 指定管理者制度に関する留意点

(1) 指定の取消し等

優先交渉権者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても、指定管理者の決定を取り消すことがあります。

指定管理者が事業の履行が確実でないと認められるとき、履行した内容が本市の求める水準を著しく下回ったとき、又は著しく社会的信用を失う等により指定管理者として相応しくないと認められるときは、指定管理者の指定の決定を取り消すことがあります。

この場合、指定管理者の損害に対して市は賠償しません。また、取消しに伴う芦屋市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

(2) 駐車場において発生した事故への対応

指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償することとします。

駐車場において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を本市に報告することとします。

また、本市と協議の上、損害賠償責任保険に加入する必要があると認められる場合には、保険に加入することとします。

(3) 引継ぎの協力

指定管理者期間終了又は指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合には、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。また、前受金については、市に納付し次期指定管理者に引継ぐものとし、回数券については、平成25年度末時点の未使用額を次期指定管理者に引継ぎます。

(4) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び芦屋市個人情報保護条例に基づき、管理業務を行うに当たって保有することとなる個人情報の保護について、万全な措置を講じることとします。業務の一部を委託する場合も同様とします。

指定管理者は、個人情報の保護に関して、研修等に参加させるとともに、施設従事者に対し必要な研修を実施することとします。

(5) 公租公課の取扱い

本件により指定管理者が管理することとなる駐車場について、会社等に係る市民税、事業を行うものに係る事業所税、新たに設置した償却資産に係る固定資産税の納税義務者となる可能性があります。詳しくは市課税課へ相談してください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

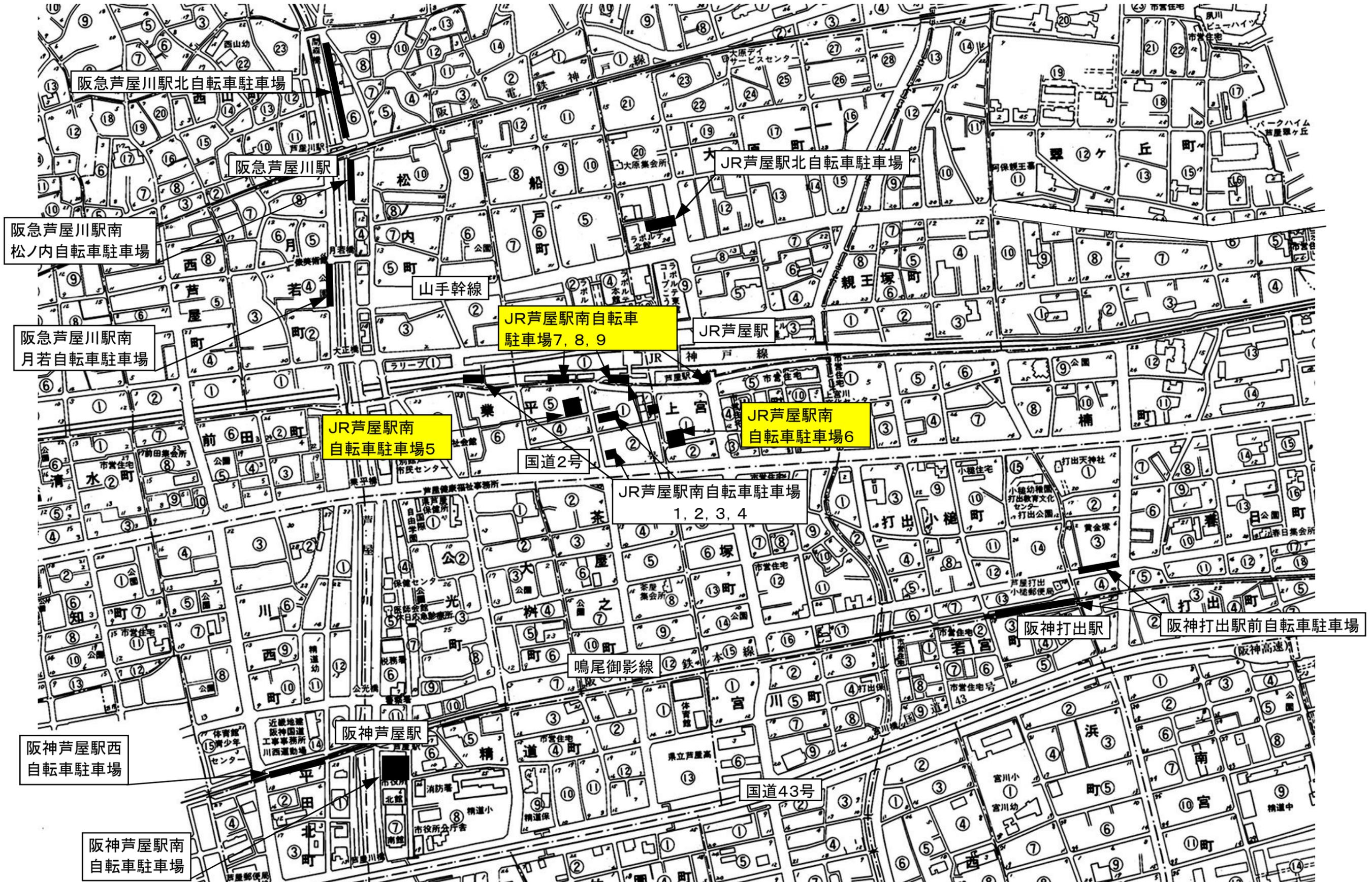
12 問合せ先

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

芦屋市都市建設部総務課 TEL (0797)38-2063 FAX (0797)38-2163

Eメールアドレス kensetsu_soumu@city.ashiya.lg.jp

芦屋市自転車駐車場位置図



芦屋市自転車駐車場指定管理者 応募者一覧表

法人等名称	株式会社アーキエムズ	サイカパーキング株式会社	株式会社駐輪サービス	日駐管理株式会社	一般社団法人 日本駐車場工学会	ミディ総合管理株式会社
代表者氏名	代表取締役 村田 雅明	代表取締役社長 片岡 勉	代表取締役 三木 喬夫	代表取締役 松浦 孝	代表理事 一瀬 哲雄	代表取締役社長 藤木 剛一
主たる事務所の 所在地	京都市中京区両替町通御 池上ル龍池町449-1	本社:東京都中央区日本橋 小網町7-2 大阪支店:大阪市北区堂島浜 二丁目1-8	大阪市北区堂島浜二丁目 1番9号古河大阪ビル西館3 階	東京都中央区日本橋浜町 一丁目2番1号	東京都港区西新橋2-8-1	大阪市阿倍野区阿倍野筋 一丁目1番43号
役員数	5名	5名	4名	6名	20名	9名
従業員数	115名	2,256名	1,723名	576名	847名	316名

芦屋市自転車駐車場指定管理者選定審査要領

1 選定基準等

(1) 選定基準及び配点

別紙「芦屋市自転車駐車場指定管理者選定基準」のとおり

(2) 配点の考え方

ア 各細目ごとに10点を配点するので、1自転車駐車場管理運営に当たっての基本方針30点、2管理体制40点、3自転車駐車場の維持管理40点、4自転車駐車場運営の取組み40点とする。

イ 5管理運営費については、芦屋市の財政状況を踏まえたこと及び予定価格を設定したことから50点を配点し、細目を提案に工夫が見られるか及び積算が明確になっているかに2分し各20点、30点とする。

2 選考基準の根拠

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

3 選定の方法

(1) 第一次選考

行政改革の趣旨や施設の安全対策等、公の施設の管理者としての最低条件として、次の条件のいずれかに該当する法人等は除外とする。

ア 提示額（平成26年度～平成30年度）が予定価格を超える法人等

イ 経営状態について懸念のある法人等

ウ 管理運営について懸念のある法人等

(2) 第二次選考

第一次選考を通過した法人等を対象に書類及び面接による審査を行い、その後、芦屋市自転車駐車場指定管理者選定基準に基づいて指定管理者候補者及び次点の指定管理者候補者を選定する。

4 採点の方法

(1) 選定委員5人の審査点数の合計によるものとする。（1人200点満点）

(2) 別紙「芦屋市自転車駐車場指定管理者選定基準」に基づき審査する。

5 評点の付け方について

(1) 10点配点

ア 非常に良い … 9点, 10点

イ 良い … 7点, 8点

ウ 普通 … 5点, 6点

エ やや劣っている … 3点, 4点

オ 劣っている … 1点, 2点

(2) 選定基準の5管理運営費(2)の大規模修繕積立金の積算に対する採点方法（5年度の合計）

ア 提示額（市負担）0円、大規模補修積立金提示 7,000万以上 … 10点

イ 提示額（市負担）0円、大規模補修積立金提示 5,000万円～7,000万円未満 … 8点

ウ 提示額（市負担）0円、大規模補修積立金提示 2,000万円～5,000万円未満 … 4点

エ 提示額（市負担）0円、大規模補修積立金提示 1,000万円～2,000万円未満 … 2点

オ 提示額（市負担）0円、大規模補修積立金提示 1,000万円未満 … 0点

カ 提示額（市負担）あり 募集要件を満たさず

芦屋市自転車駐車場指定管理者 採点一集計表

審査項目及び審査基準	配点	A					B					ミディ総合管理(株)					(株)駐輪サービス					C					D										
		ア	イ	ウ	エ	オ	合計	ア	イ	ウ	エ	オ	合計	ア	イ	ウ	エ	オ	合計	ア	イ	ウ	エ	オ	合計	ア	イ	ウ	エ	オ	合計						
1 駐車場管理運営を行うに当たっての基本方針について																																					
(1) 自転車駐車場の管理運営を行うに当たっての基本方針について ・自転車駐車場の設置目的、市の特徴に合致した目標設定がされているか	10点	7	7	7	7	6	34	8	8	7	7	7	37	8	8	7	8	8	39	7	9	7	7	7	37	8	7	7	7	7	36	7	9	7	8	8	39
(2) 団体の理念及び運営方針について ・自転車駐車場の管理運営にふさわしい理念・方針を持っているか	10点	7	7	7	7	7	35	7	8	7	7	6	35	8	8	7	8	7	38	8	9	7	8	7	39	7	8	7	8	7	37	7	8	7	7	7	36
(3) 団体の業務推進能力について ・業務を遂行できる安定的な財政基盤を有しているか ・業務を遂行できる適正な団体構成となっているか	10点	7	7	5	7	7	33	6	9	5	7	7	34	8	9	8	8	7	40	8	10	5	7	7	37	8	7	7	7	7	36	7	10	7	7	7	38
2 管理体制																																					
(1) 自転車駐車場の管理体制について ・管理責任者及び管理体制について明確な提案がされているか ・職員は適性に配置されているか ・人材育成についての考え方が示されているか	10点	8	7	8	8	6	37	8	8	8	8	6	38	8	8	7	8	6	37	7	8	7	8	6	36	7	7	5	7	6	32	8	9	7	8	6	38
(2) 緊急時の対応について ・事故発生時の対応はどうなっているか ・災害発生時の対応はどうなっているか	10点	7	7	7	7	7	35	7	8	7	8	7	37	7	9	7	8	7	38	6	9	7	7	7	36	6	8	7	7	7	35	6	8	7	8	7	36
(3) 管理の質・利用者サービスの向上の取り組みについて ・管理の質・利用者サービスの向上について具体的な提案がされているか ・利用者対応(接客対応)の向上のための措置を講じているか ・自己評価についてどのように取り組んでいるか	10点	7	7	7	7	6	34	7	9	7	8	6	37	8	9	7	8	7	39	6	10	8	8	7	39	7	9	5	8	7	36	6	8	7	8	6	35
(4) 個人情報の保護について ・個人情報の保護について、どのような対策が講じられているか ・漏洩などが発生した場合の対策が示されているか ・職員への徹底、管理の方策が示されているか	10点	7	7	7	7	7	35	7	8	7	7	7	36	8	9	7	7	8	39	7	9	7	7	8	38	7	7	7	7	7	35	8	10	7	7	7	39
3 駐車場施設の維持管理																																					
(1) 施設管理の基本事項について ・施設管理の基本的な考え方が明確に示されているか ・利用者の声が届く施設管理の考え方が示されているか	10点	7	7	7	7	7	35	7	7	7	7	7	35	7	7	7	8	7	36	7	8	7	7	7	36	7	7	7	7	7	35	7	7	7	7	7	35
(2) 施設の安全対策について ・駐車場の安全対策が具体的に示されているか ・駐車場施設の安全な管理方法が具体的に示されているか	10点	6	6	7	7	7	33	7	8	7	8	7	37	7	9	8	8	7	39	8	10	7	7	7	39	8	7	7	6	7	35	7	8	7	7	7	36
(1) 不法行為等への取り組みについて ・期限切れ利用や無断駐車利用などへの対策や提案が具体的に示されているか ・自転車等のマナー向上や交通ルールの遵守に向けた提案が示されているか	10点	6	7	6	7	7	33	6	7	7	7	7	34	7	7	8	7	7	36	8	9	7	7	7	38	7	7	7	7	7	35	7	8	7	7	7	36
(2) 自主事業への取り組みについて ・交通戦略や地域への貢献などについての提案がされているか ・具体的かつ実現可能性の高い自主事業の提案がされているか	10点	6	6	6	6	6	30	7	7	7	6	6	33	7	8	7	7	7	36	6	8	7	7	7	35	7	7	8	6	7	35	6	8	8	7	7	36
(1) 管理運営費の提案に工夫が見られるか ・市民サービスの向上と利用促進の提案を踏まえた管理運営費の提案がされているか ・施設の安全対策の向上を図る提案がされているか	10点	7	7	7	8	7	36	7	8	6	7	7	35	8	9	7	8	7	39	7	9	8	7	7	38	7	8	7	6	7	35	6	8	7	7	7	35
(2) 管理運営費の積算の根拠が明確になっているか ・兵庫県最低賃金が遵守され、適正な人員配置により過度の負担がないような積算となっているか ・既存設備の点検保守や損害賠償保険など、施設の安全対策を図る運営費の積算となっているか ・収支を踏まえた大規模修繕積立金の積算となっているか (芦屋市自転車駐車場指定管理者選定審査要領5(2)管理運営費に基づき採点)	10点	7	7	7	7	6	34	7	8	6	7	7	35	7	9	7	8	7	38	7	9	7	7	7	37	7	8	7	7	7	36	7	8	7	7	7	36
小計点数	200点	137	143	139	142	137	698	138	161	138	145	136	718	150	172	149	156	145	772	143	180	144	147	143	757	143	151	139	138	140	711	137	170	142	146	138	733
合計点数	1000点	698					718					772					757					711					733										

平成25年10月18日

芦屋市長 山中 健 様

芦屋市指定管理者選定委員会
委員長 朝 沼 晃

芦屋市自転車駐車場指定管理者の候補者の選定について（報告）

標記のことについて厳正に審査した結果、下記のとおり選定したので報告します。

記

- 1 件 名 芦屋市自転車駐車場指定管理者の候補者
- 2 候補者名
 - (1) 所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号
 - (2) 法人名 ミディ総合管理株式会社
 - (3) 代表者名 代表取締役社長 藤 木 剛 一

- 3 選定理由
芦屋市自転車駐車場指定管理者の候補者選定基準に基づき、応募者から提出された事業計画書、管理運営経費見積書及び決算報告書等の書類審査並びに面接審査を行い、採点を行った結果、応募者中最高点の772点（1000点満点）の評価を得られたため、候補者として選定する。
なお、株式会社駐輪サービスは基準点を満たしており次点候補者とする。

芦屋市自転車駐車場指定管理者の候補者の選定について

芦屋市指定管理者選定委員会において審査した結果、下記のとおり選定する。

平成25年10月18日

委員長 朝 沼 晃
副委員長 三 谷 哲 雄
委 員 遠 藤 尚 秀
委 員 高 原 利 栄 子
委 員 中 野 正 勝

記

- 1 件 名 芦屋市自転車駐車場指定管理者の候補者
- 2 候補者名
 - (1) 所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号
 - (2) 法人名 ミディ総合管理株式会社
 - (3) 代表者名 代表取締役社長 藤 木 剛 一
- 3 選定理由
芦屋市自転車駐車場指定管理者の候補者選定基準に基づき、応募者から提出された事業計画書、管理運営経費見積書及び決算報告書等の書類審査並びに面接審査を行い、採点を行った結果、応募者中最高点の772点（1000点満点）の評価を得られたため、候補者として選定する。
なお、株式会社駐輪サービスは基準点を満たしており次点候補者とする。